

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：生活文化局

機関名称	幼稚園等における虐待に関する専門家会議
機関種別	専門家会議
設置根拠法令等	「幼稚園等における虐待に関する専門家会議」設置要綱
設置年月日	2025-10-01
機関の目的・所掌内容	こどもや保護者が虐待に対する不安を抱えることなく安心して幼稚園及び特別支援学校幼稚園に通える環境を整備していくために、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項及び第82条により準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第27条の2第2項第3号及び第4号に規定する所管行政庁が通報を受けた虐待に関する措置等を報告し意見を求めるため「幼稚園等における虐待に関する専門家会議」を置く。。
委員数	5 名 (うち、女性委員数 3 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	生活文化局 私学部 私学行政課 電話番号：0353883193